

非常用電源・太陽光・V2X 交付申請に必要な書類のチェックリスト

No	提出書類	備考	✓
1	第1号共通様式 補助金交付申請書	【必須】	<input type="checkbox"/>
2	第6号共通様式 確認書	【必須】	<input type="checkbox"/>
3	建物の登記事項証明書等(全部事項)の写し	【必須】 交付申請日前6か月以内に取得したもの※1	<input type="checkbox"/>
4	補助対象者が管理組合の場合【必須】		
	対象登録マンションの区分所有者を代表する立場であることが確認できる書類	代表者選任についての議事録等	<input type="checkbox"/>
	本補助金を申請する旨の意思決定が確認できる書類	意思決定についての議事録等	<input type="checkbox"/>
5	補助対象経費が確認できる見積書	【必須】 ・要綱第6条第1号(7ページ(2)(ア))に示す経費の区分ごとの明細の記載及び見積を行った事業者の社印(又は社印と同等の効力を有する確認行為)※2 ・「法令に基づく防災電源」を一体的に整備する場合は、「法令に基づく防災電源」を単独で設置する場合に係る上記資料	<input type="checkbox"/>
6	非常用電源、太陽光発電設備及びV2X設備の仕様が確認できる書類	【必須】 ・商品概要が確認できるカタログの写し等 ・「法令に基づく防災電源」を一体的に整備する場合は、「法令に基づく防災電源」を単独で設置する場合の上記資料	<input type="checkbox"/>
7	非常用電源、太陽光発電設備及びV2X設備の接続が確認できる書類	【必須】 ・非常用電源、太陽光発電設備及びV2X設備の電気系統図(単線結線図等) ・設置場所を示す平面図等 ・「法令に基づく防災電源」を一体的に整備する場合は、「法令に基づく防災電源」を単独で設置場合の上記資料	<input type="checkbox"/>
8	交付申請手続きを手続き代行者に委任する場合【必須】		
	委任状	参考様式あり	<input type="checkbox"/>
	印鑑証明	委任状の(申請者)の印影と同じもの	<input type="checkbox"/>

上記のほか、確認に必要な書類の追加提出を依頼する場合がございます。

※1 原則として代表者の登記事項証明書の写し。建物名が確認できない場合、追加で建物の所在が確認できる書類(ブルーマップなど)の追加提出を依頼する場合がございます。

※2 申請から交付決定までは手続きの時間がかかります。購入時まで見積期限が有効となる、十分な見積期限のある見積を貰ってください(1.5カ月以上)。見積期限が切れている場合や、金額が変更となっている場合は、別途書類の追加提出をお願いする場合があります。

浸水対策 交付申請に必要な書類のチェックリスト

No	提出書類	備考	✓
1	第1号共通様式 補助金交付申請書	【必須】	<input type="checkbox"/>
2	第6号共通様式 確認書	【必須】	<input type="checkbox"/>
3	建物の登記事項証明書等(全部事項)の写し	【必須】 交付申請日前6か月以内に取得したもの※ ¹	<input type="checkbox"/>
4	補助対象者が管理組合の場合【必須】		
	対象登録マンションの区分所有者を代表する立場であることが確認できる書類	代表者選任についての議事録等	<input type="checkbox"/>
	本補助金を申請する旨の意思決定が確認できる書類	意思決定についての議事録等	<input type="checkbox"/>
5	補助対象経費が確認できる見積書	【必須】 要綱第6条(7 ページ(2)(ウ)(I))に示す経費の区分ごとの明細の記載及び見積を行った事業者の社印(又は社印と同等の効力を有する確認行為)※ ²	<input type="checkbox"/>
6	対象登録マンションが浸水想定区域等に含まれていること等が確認できる資料	【必須】 東京都が作成する浸水想定区域図や洪水浸水想定区域図、区市町村で作成するハザードマップその他の災害想定区域図等	<input type="checkbox"/>
7	補助金(改修)に申請する場合【必須】		
	浸水対策の仕様が確認できる書類	仕様書、商品概要が確認できるカタログの写し等	<input type="checkbox"/>
	補助対象設備設置図面、位置図、現況写真	・工事計画図面 ・設置場所を示す位置図 等	<input type="checkbox"/>
8	交付申請手続きを手続き代行者に委任する場合【必須】		
	委任状	参考様式あり	<input type="checkbox"/>
	印鑑証明	委任状の(申請者)の印影と同じもの	<input type="checkbox"/>

上記のほか、確認に必要な書類の追加提出を依頼する場合がございます。

※¹ 原則として代表者の登記事項証明書の写し。建物名が確認できない場合、追加で建物の所在が確認できる書類(ブルーマップなど)の追加提出を依頼する場合がございます。

※² 申請から交付決定までは手続きの時間がかかります。購入時まで見積期限が有効となる、十分な見積期限のある見積を貰ってください(1.5 カ月以上)。見積期限が切れている場合や、金額が変更となっている場合は、別途書類の追加提出をお願いする場合があります。